

## 地方税法等の一部を改正する法律案中修正

地方税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律

第一条のうち、地方税法第二十二条の改正規定を削り、同法第一章第十五節中同条の次に一条を加える改正規定中「同条」を「第二十二条」に改める。

第一条のうち、地方税法第二十三条第一項第四号及び第四号の三の改正規定を削り、同項第四号の四の改正規定中「同項第四号の四中」を「第二十三条第一項第四号の四中」、「第六十八条の十の二第五項」及び「に改め、同項第八号の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第二十四条の二第一項の改正規定を削り、同条第五項の改正規定中「同条第五項」を「第二十四条の二第五項」に改める。

第一条のうち、地方税法第二十七条第一項の改正規定中「第二十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第三十条の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定及び同法第四十一条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第四十五条の二の改正規定を次のように改める。

第四十五条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第一条中地方税法第五十条の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項の改正規定中「」、第四十二条の七第七項」を「」、第四十二条の五の二第五項」及び「」、第四十二条の七第七項」に改め、同条第三十項の改正規定中「（昭和四十四年法律第四十六号）」を削り、「」を削る。

第一条中地方税法第五十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十一条の十六の改正規定、同法第七十一条の二十の改正規定、同法第七十一条の二十一の改正規定、同法第七十一条の三十七の改正規定、同法第七十一条の四十一の改正規定、同法第七十一条の四十二の改正規定、同法第七十一条の五十七

の改正規定、同法第七十一条の六十一の改正規定及び同法第七十一条の六十二の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第七十二条の八第一項の改正規定中「第七十二条の八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第七十二条の八第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を次のように改める。

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十七第一項及び第二項」の下に「、第七十二条の四十九第二項」を加え、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

第一条中地方税法第七十二条の十の改正規定、同法第七十二条の十一の改正規定、同法第七十二条の二十四の二の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定、同法第七十二条の三十六の改正規定、同法第七十二条の三十七の改正規定、同法第七十二条の三十八の改正規定及び同法第七十二条の四十九の三の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定中「第七十二条の四十九の六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第一号」に改める。

第一条中地方税法第七十二条の五十六の改正規定、同法第七十二条の五十七の改正規定及び同法第七十二

条の六十の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十二条の六十四第一項の改正規定中「第七十二条の六十四第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号」を「第七十二条の六十四第一項第一号」に改める。

第一条中地方税法第七十二条の六十九の改正規定及び同法第七十二条の七十の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第七十二条の八十五第一項の改正規定中「第七十二条の八十五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七十二条の八十五第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七十二条の九十一の改正規定、同法第七十二条の九十二の改正規定、同法第七十二条の九十五の改正規定、同法第七十二条の百二の改正規定、同法第七十二条の百九の改正規定、同法第七十二条の百十の改正規定及び同法第七十三条の四の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十三条の九第一項の改正規定中「第七十三条の九第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七十三条の九第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七十三条の十一の改正規定、同法第七十三条の十二の改正規定、同法第七十三条の十

四の改正規定、同法第七十三条の十九の改正規定、同法第七十三条の二十の改正規定、同法第七十三条の二十七の四の改正規定、同法第七十三条の二十七の五を削る改正規定、同法第七十三条の二十七の六の改正規定、同条を同法第七十三条の二十七の五とする改正規定、同法第七十三条の二十七の七の改正規定、同条を同法第七十三条の二十七の六とする改正規定、同法第七十三条の二十七の八を削る改正規定、同法第七十三条の二十七の九を削る改正規定、同法第七十三条の三十の改正規定、同法第七十三条の三十七の改正規定及び同法第七十三条の三十八の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第七十四条の八第一項の改正規定中「第七十四条の八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第三号」を「第七十四条の八第一項第三号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七十四条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の十五の改正規定、同法第七十四条の十八の改正規定、同法第七十四条の二十八の改正規定及び同法第七十四条の二十九の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十八条第一項の改正規定中「第七十八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲

役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七十八条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第八十条の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第一百七十七条第一項の改正規定中「第一百七十七条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第一百七十七条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第二百二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十七条の改正規定、同法第三百三十七條の改正規定及び同法第三百三十八條の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第四百四十四条の十二第一項の改正規定中「第四百四十四条の十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第四百四十四条の十二第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第四百四十四条の十七の改正規定、同法第四百四十四条の十九の改正規定、同法第四百四十四条の二十二の改正規定、同法第四百四十四条の二十五の改正規定、同法第四百四十四条の二十六の改正規定、同法第四百四十四条の二十八の改正規定、同法第四百四十四条の三十三の改正規定及び同法第四百四十四条の三十七

の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第四百四十四条の三十九第一項の改正規定中「同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第四百四十四条の四十一の改正規定、同法第四百四十四条の五十二の改正規定、同法第四百四十四条の五十三の改正規定、同法第五百五十三条の改正規定及び同法第五百五十四条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第五百五十六条第一項の改正規定中「第五百五十六条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第五百五十六条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第五百八十八条の改正規定、同法第五百九十九条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十八條の改正規定、同法第六十九條の改正規定、同法第八十六條の改正規定及び同法第八十七條の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第八十九条第一項の改正規定中「第八十九条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第八十九条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第九十一条の改正規定、同法第九十一条の二の改正規定、同法第九十二条の改正

規定、同法第二百一条の改正規定及び同法第二百二条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第二百六十五条第一項の改正規定中「第二百六十五条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第二百六十五条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第二百六十七条の改正規定、同法第二百六十八条の改正規定、同法第二百七十二條の改正規定、同法第二百七十三條の改正規定、同法第二百八十一条の改正規定、同法第二百八十六条の改正規定及び同法第二百八十七條の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三の改正規定を削り、同項第四号の四の改正規定中「同項第四号の四中」を「第二百九十二条第一項第四号の四中」、「第六十八条の十の二第五項「及び」に改め、同項第八号の改正規定を削る。

第一条中地方税法第二百九十四条の二の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第二百九十九条第一項の改正規定中「第二百九十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第二百九十九条第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第三百一条の改正規定、同法第三百二条の改正規定及び同法第三百十四条の七の改正規定



定を削る。

第一条中地方税法第三百十七條の二の改正規定を次のように改める。

第三百十七條の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第一条中地方税法第三百十七條の四の改正規定、同法第三百十七條の五の改正規定及び同法第三百十七條の七の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第三百二十一條の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項の改正規定中「」、第四十二條の七第七項」を「」、第四十二條の五の二第五項」及び「」、第四十二條の七第七項」に改める。

第一条中地方税法第三百二十一條の八の二の次に一條を加える改正規定、同法第三百二十一條の九の改正規定、同法第三百二十四條の改正規定、同法第三百二十八條の八の改正規定、同法第三百二十八條の十六の改正規定、同法第三百三十二條の改正規定、同法第三百三十三條の改正規定、同法第三百四十八條の改正規定、同法第三百四十九條の三の改正規定及び同法第三百四十九條の三の二の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第三百五十四條第一項の改正規定中「第三百五十四條第一項中「二十万円」を「五

十万円」に改め、同項第二号」を「第三百五十四条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第三百五十六条の改正規定、同法第三百五十七条の改正規定、同法第三百五十八条の改正規定、同法第三百七十四条の改正規定、同法第三百七十五条の改正規定、同法第三百八十五条の改正規定、同法第三百八十六条の改正規定及び同法第三百九十五条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第三百九十七条第一項の改正規定中「同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第一条中地方税法第四百四十八条の改正規定及び同法第四百四十九条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第四百五十一条第一項の改正規定中「第四百五十一条第一項中「五万円」を「三十万円」に改め、同項第二号」を「第四百五十一条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第四百五十二条の改正規定、同法第四百六十条の改正規定及び同法第四百六十一条の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第四百七十一条第一項の改正規定中「第四百七十一条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第三号」を「第四百七十一条第一項第三号」に改め、同条第二項

の改正規定を削る。

第一条中地方税法第四百七十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百七十八条の改正規定、同法第四百八十五条の四の改正規定、同法第四百八十五条の五の改正規定、同法第五百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二十三條の改正規定及び同法第五百二十四條の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第五百二十六条第一項の改正規定中「第五百二十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第五百二十六条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第五百二十八条の改正規定、同法第五百二十九条の改正規定、同法第五百三十条の改正規定、同法第五百四十二条の改正規定、同法第五百四十三条の改正規定及び同法第五百八十六条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第五百八十九条第一項の改正規定中「第五百八十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第五百八十九条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第五百九十一条の改正規定、同法第五百九十二条の改正規定、同法第六百条の次に一条を加える改正規定、同法第六百三条の改正規定、同法第六百四条の改正規定、同法第六百十四條の改正規定

及び同法第六百十五條の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第六百七十五條第一項の改正規定中「第六百七十五條第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第六百七十五條第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第六百七十七條の改正規定、同法第六百七十八條の改正規定、同法第六百八十二條の改正規定、同法第六百八十三條の改正規定、同法第六百九十一條の改正規定、同法第六百九十六條の改正規定、同法第六百九十七條の改正規定、同法第七百條の五十七の改正規定及び同法第七百條の五十八の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百條の六十第一項の改正規定中「第七百條の六十第一項中「五万円」を「三十万円」に改め、同項第二号」を「第七百條の六十第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百條の六十一の改正規定、同法第七百條の六十七の改正規定及び同法第七百條の六十八の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百一條の六第一項の改正規定中「第七百一條の六第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百一條の六第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百一条の七の改正規定、同法第七百一条の十九の改正規定、同法第七百一条の二十の改正規定及び同法第七百一条の三十四の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第七百一条の三十六第一項の改正規定中「第七百一条の三十六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百一条の三十六第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七百一条の三十八の改正規定、同法第七百一条の三十九の改正規定、同法第七百一条の四十一の改正規定、同法第七百一条の四十九の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の五十三の改正規定、同法第七百一条の五十四の改正規定、同法第七百一条の五十六の改正規定、同法第七百一条の六十六の改正規定、同法第七百一条の六十七の改正規定、同法第七百二条の改正規定、同法第七百三条の四の改正規定、同法第七百三条の五の二の改正規定及び同法第七百六条の二の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百八条第一項の改正規定中「第七百八条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百八条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百十条の改正規定、同法第七百十一条の改正規定、同法第七百十五条の改正規定、

同法第七百十六條の改正規定、同法第七百二十四條の改正規定、同法第七百二十九條の改正規定及び同法第七百三十條の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百三十三條の五第一項の改正規定中「第七百三十三條の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百三十三條の五第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百三十三條の七の改正規定、同法第七百三十三條の八の改正規定、同法第七百三十三條の十一の改正規定、同法第七百三十三條の十二の改正規定、同法第七百三十三條の二十一の改正規定、同法第七百三十三條の二十五の改正規定、同法第七百三十三條の二十六の改正規定、同法附則第五條の四第十三項の改正規定、同法附則第五條の五の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第六條の改正規定を次のように改める。

附則第六條第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同條第六項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

第一条中地方税法附則第八條の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法附則第八條の二第一項の改正規定中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経

済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百一十一条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第二百二十四条」を「附則第七十五条」に改め、同条第二項の改正規定中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第九十七条」を「附則第五十九条」に改める。

第一条中地方税法附則第八条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定、同法附則第十条の改正規定、同法附則第十一条の改正規定、同法附則第十二条の改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同法附則第十四条の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第十五条の二の改正規定、同法附則第十五条の八の改正規定及び同法附則第十六条の二の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第十七条の二の改正規定を次のように改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

<p>第三百九十六条の四第 四項及び第五項</p>	<p>第三百八十八条第一項の固定資産評価基 準</p> <p>同項の固定資産評価基準</p>	<p>第三百八十八条第一項の固定資産 評価基準及び附則第十七条の二第 一項の修正基準</p>
<p>第三百九十六条の四第 四項及び第五項</p>	<p>第三百八十八条第一項の固定資産評価基 準</p> <p>同項の固定資産評価基準</p>	<p>第三百八十八条第一項の固定資産 評価基準及び附則第十七条の二第 一項の修正基準</p>

附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。



第一条中地方税法附則第三十三条の改正規定、同法附則第三十五条の六の改正規定、同法附則第三十五条の七の改正規定、同法附則第三十六条の改正規定、同法附則第三十七条の改正規定、同法附則第三十七条の二の改正規定、同法附則第三十八条の改正規定及び同法附則第四十一条の改正規定を削る。

第二条の前の見出し及び同条を削る。

第三条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条の改正規定、同法附則第三条の改正規定及び同法附則第十条の改正規定を削り、第三条を第二条とし、同条に見出しとして「(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)」を付する。

第四条を削る。

第五条中地方人特別税等に関する暫定措置法第二十四条の改正規定を次のように改める。

第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者」に改める。

第五条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条の改正規定及び同法第三十一条の改正規定を削り、第五条を第三条とする。

附則第一条第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分に限る。）、「同法第十九条の改正規定、同法第一章第十五節第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「第七十二条の四十九」を加える部分に限る。）、「同法第七十二条の八第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分を除く。）及び同法第七十二条の四十九を同法第七十二条の四十八の二とし、同条の次に一条を加える改正規定 平成二十三年六月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分を除く。）、「同法第十八条の四第一項の改正規定、同法第二十三条第一項第十号を削り

、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。））、同法第二十六条、第二十七条第一項第二号、第三十二条第八項及び第九項、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに第五十条の七第一項の改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「、第七十二条の四十九」を加える部分を除く。））、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の二十三第二項第四号の改正規定、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項の改正規定（「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十

二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十五条の二第三号、第七十七条、第七十八条第一項第二号、第一百十六条、第一百七十七条第一項第二号、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の十二第一項第二号及び第一百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第四百四十四条の三十九、第五百五十五条、第五百五十六条第一項第二号、第八十八条、第八十九条第一項第二号、第二百六十四条及び第二百六十五条第一項第二号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号

の五に係る部分を除く。）、同法第二百九十八条、第二百九十九条第一項第二号、第三百十三号第八項及び第九項、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号、第三百二十八号の七第一項、第三百五十三号、第三百五十四号第一項第二号並びに第三百九十六号の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定並びに同法第三百九十七号、第四百五十号、第四百五十一号第一項第二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五号、第五百二十六号第一項第二号、第五百八十八号、第五百八十九号第一項第二号、第六百七十四号、第六百七十五号第一項第二号、第七百号の五十九、第七百号の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七号、第七百八号第一項第二号、第七百三十三号の四及び第七百三十三号の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七号」を「、第三十七号、第四十五号の二第一項第七号、第四十五号の三の二第一項第二号、第四十五号の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四号の六」を「、第三百十四号の六、第三百十七号の二第一項第七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改

める部分に限る。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第七条及び第十七条の二の改正規定並びに同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に「、第四十条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七号の二第一項第七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。）、第三条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第二項から第七項まで及び第九条第二項から第七項までの規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第五条の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定、第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第十二条第十一項の改正規定並びに附則第八条及び第十条の規定 平成二十四年四月一日

四 第一条中地方税法第二十三条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第三十二条第十一項、第三十四条、第三十七条第一号イ及び第四十五条の二第一項第七号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）並びに同法第三百十三條第十一項、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イ及

び第三百十七條の二第一項第七號の改正規定並びに同法附則第三條の三の改正規定、同法附則第四條第七項第一號の改正規定（「並びに第三十七條」を「、第三十七條、第四十五條の二第一項第七號、第四十五條の三の二第一項第二號、第四十五條の三の三第一項第二號並びに前條第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一號の改正規定（「並びに第三百十四條の六」を「、第三百十四條の六、第三百十七條の二第二項第七號、第三百十七條の三の二第一項第二號、第三百十七條の三の三第一項第二號、第三十七條」を「、第三十七條、第四十五條の二第一項第七號、第四十五條の三の二第一項第二號、第四十五條の三の三第一項第二號並びに附則第三條の三第四項」に改める部分を除く。）、同條第十三項第一號の改正規定（「並びに第三百十四條の六」を「、第三百十四條の六、第三百十七條の二第一項第七號、第三百十七條の三の二第一項第二號、第七號、第三百十七條の三の二第一項第二號、第三百十七條の三の三第一項第二號並びに附則第三條の三第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第六條の改正規定並びに同法附則第三十三條の二から第三十四條まで、第三十五條、第三十五條の二及び第三十五條の四の改正規定（「第三十七條」の下に「、第四十五條の二第一項第七號、第四十五條の三の二第一項第二號、第四十五條の三の三第一項第二號、



附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。）並びに附則第六条第一項及び第九条第一項の規定並びに附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の改正規定（「第三十七條」の下に「、第四十五條の二第一項第七号、第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七條の二第一項第七号、第三百十七條の三の二第一項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分を除く。） 平成二十五年一月一日

附則第一条第五号から第十三号までを削る。

附則第六条第二項中「並びに第四十五條の二第一項（第七号を除く。）及び第五項」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、第九項を削り、第十項を第七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、第十四項及び第十五項を削る。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とし、附則第十条を削る。

附則第十一条第二項中「並びに第三百十七条の二第一項（第七号を除く。）及び第五項」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、第九項を削り、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、第十三項を削り、同条を附則第九条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十条とし、附則第十四条から第十八条までを削る。

附則第十九条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第十一条とする。

附則第二十条を附則第十二条とする。

附則第二十一条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の三の改正規定を削り、附則第二十一条を附則第十三条とする。

附則第二十二条を附則第十四条とし、附則第二十三条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十三号

）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定中「附則第十九条」を「附則第十一条」に改め、附則第十九条の二を附則第十一条の二とする。

附則第二十四条から第二十六条までを削る。